

住宅リフォーム工事 請負契約書

令和 年 月 日

印紙貼付欄
1万円未満・非課税
1万円以上100万円以下
200円
100万円を超えて200万円以下:400円
200万円を超えて300万円以下:1,000円
300万円を超えて500万円以下:2,000円

工事名称

工事場所

工期 令和 年 月 日 より 令和 年 月 日 まで

注文者名 様 TEL

住所 FAX

受注者名 TEL

代表者 FAX

住所

担当者名

1. 受注金額

金 円 (税込)

2. 工事内訳

工事項目	摘要(仕様)	(単価・数量・時間等)	小計
1.			
2.			
3.			
4.			
5.			
6.			
7.			
	工事価格 (税抜き)	0	
	取引に係る消費税等	0	
	合計 (税込み)	0	

■受注条件:工事用の電気・水道・ガスについては、お客様宅のものを使用させていただきます。また本工事は見えない部分等の状況により施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださるようお願いいたします。

■添付書類:工事内容を補足するため次の書類を添付します。(工事請負契約書は必ず添付する。その他、添付する資料に○印を付ける)

◎ 住宅リフォーム工事請負契約書	・ <input type="checkbox"/> 御見積書
・ カタログ (1.) (2.) (3.)	
・ その他 ()	

3. 支払方法

前払金 ()	金	円 (税込)
部分払 ()	金	円 (税込)
竣工払 (工事完了確認後 10 日以内)	金	¥0 円 (税込)
	金	円 (税込)

◆この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保有する。
※この書類は大切に保管して下さい。

4. 工事特記事項

①個人情報の取り扱いについて

株式会社アヅマ(以下「弊社」といいます。)は、弊社が本契約で取得する個人情報について、その保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱うために以下の弊社「個人情報保護に関する基本方針」のとおり、役員及び従業員へ周知徹底を図り、適切な個人情報の保護に努めます。

1. 法令の遵守

弊社は適切な個人情報保護の実現のため、個人情報保護に関する関連法令及びガイドライン等を遵守いたします。

2. 利用目的

弊社の個人情報の収集及び利用は、取得の際に通知または公表した利用目的の範囲内で弊社業務の遂行上必要な限りで利用いたします。

3. 個人情報の取得について

弊社は、適法かつ公正な手段において個人情報を取得いたします。

4. 個人情報の第三者への提供について

弊社は法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。

5. 個人情報の管理について

弊社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理するよう努め、個人情報の漏洩・改ざん等に対し適切な安全対策を講じます。

6. 当事者本人の権利尊重

弊社は、当事者本人の権利を尊重し、本人からの当該個人情報の開示・訂正・削除等を求められた場合には、法令や社会通念等に照らし、速やかに誠意をもってこれに対応いたします。

②施工写真の利用について

本工事の施工中又は完了した際に撮影される写真を上記の「個人情報保護に関する基本方針」に従った上でかつお客様の氏名、詳細な住所を公開しないことを前提とし(氏名はA様などのイニシャル表示、住所は〇〇市〇〇区〇〇町地内までの表示)、弊社ホームページ及びチラシ等の施工実績として使用することをご了承くださるようお願いいたします。

住宅リフォーム工事
請負契約約款

(総則)

第1条 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、この約款に基づき、各々誠実にこの契約を履行する。

(一括下請負・一括委任の禁止)

第2条 あらかじめ注文者の書面（電子メール等含む）による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請負わせることができない。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

第3条 注文者及び請負者は、相手方からの書面（電子メール等含む）による承諾を得なければ、この契約から生じる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承することはできない。
2 注文者及び請負者は、相手方からの書面（電子メール等含む）による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料（製造工場などにある製品を含む）・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(完了確認・代金支払い)

第4条 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、注文者は請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

(支給材料、貸与品)

第5条 注文者からの支給材料または貸与品がある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協議の上決める。
2 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。
3 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

(第三者への損害および第三者との紛議)

第6条 施工により、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。
2 前項に要した費用は、請負者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、請負者の負担とし、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。なお、双方の責に帰すべき事由による場合は協議により負担を定めるものとする。

(不可抗力による損害)

第7条 天災その他自然的または人為的な事象であって、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器（有償支給材料を含む）または工事用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。
2 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。
3 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

(契約に適合しない場合の担保責任)

第8条 引き渡された目的物が契約の内容に適合しないものがある場合、請負者は引渡しから2年間民法の定める責任を負う。ただし、建築設備の機器本体、室内仕上げ・装飾、家具、植栽等において契約の内容に適合しない場合は、引渡しから1年とする。
2 前項の規定にかかわらず、請負者が別段の保証書等を発行している場合には、当該保証書等の定めによるものとする。
3 前2項の規定にかかわらず、第5条に基づく注文者からの支給材料または貸与品ならびに注文者の指図が原因で目的物の不適合が発生した場合には請負者は責任を負わないものとする。

(打ち合わせに基づく施工が不可能もしくは不適切な場合)

第9条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせに基づく施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。
2 前項において、工期、請負代金を変更する必要がある場合は、注文者と請負者が第10条に基づいて協議してこれを決める。

(工事および工事の変更)

第10条 注文者は、必要がある場合には工事の追加、変更を申し入れることができる。
2 前項の追加・変更工事の内容は、注文者と請負者の合意により決める。
3 前項の合意により定められた追加・変更工事により、追加工事代金が発生した場合や請負者に損害を及ぼした場合は、請負者は注文者に対してその支払いまたは賠償を求めることができる。
4 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、追加工事代金および工期の延長を求めることができる。追加工事代金および延長日数は、追加工事代金および工期の延長を求める理由に応じて、注文者と請負者が協議して決める。

(注文者の中止権・解除権)

第11条 注文者は、必要がある場合には、書面（電子メール等含む）をもって工事を中止またはこの契約を解除することができる。これにより請負者に発生した損害を注文者が賠償する義務を負う。
2 注文者は、請負者が正当な理由なく工事をしない場合は、相当期間を定めて書面（電子メール等含む）をもって催告し、その期間内に履行がない場合はこの契約を解除することができる。ただし、期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではない。
3 次の各号の一にあたるときは、注文者は、書面（電子メール等含む）をもって工事を将来に向かって中止し、またはこの契約を解除することができる。この場合、注文者は、発生した損害を請負者に請求することができる。ただし、その原因が注文者にある場合にはこの限りではない。
一 請負者が正当な理由なく着手期日を過ぎても工事に着工しないとき。
二 正当な理由なく工事が工程表より著しく遅れ、工期内または期限後相当期間内に請負者が工事を完成する見込みがないと認められるとき。
三 請負者が強制執行を受け、資金不足による手形・小切手の不渡りを出し、破産・会社更生・会社整理・特別清算の申し立てをし、もしくは受け、または民事再生の申し立てするなど、請負者が工事を続行できないおそれがあると認められるとき。
四 請負者が第12条第1項（注文者の責による工事の中止権）の各号の一に規定する理由がないのに、この契約の解除を申し出たとき。
五 その他、請負者がこの契約に違反し、そのため契約の目的が達成できなくなったと認められるとき。

(請負者の中止権・解除権)

第12条 注文者が、次の各号の一にあたる義務違反をしたとき、請負者が相当の期間を定めて書面（電子メール等含む）をもって催促してもなお注文者がこれを是正しない場合は請負者は、工事を中止またはこの契約を解除することができる。
一 正当な理由なく前払または部分払を遅延したとき。
二 正当な理由なく第7条第2項、第9条第1項、第2項および第10条第4項による協議に応じないとき。
三 工事用地等を請負者の使用に供することができないため、または不可抗力などのため請負者が施工できないとき。
四 前各号のほか注文者の責に帰すべき理由により工事が著しく遅延したとき。
2 請負者は、前項に基づく工事の遅延または中止期間が、当初の工期の3分の1以上になったとき、または2か月以上になったときは書面（電子メール等含む）をもってこの契約を解除することができます。
3 注文者が正当な理由なく前払いまたは部分払いを拒否する意思を明確に表示したときは、請負者は書面（電子メール等含む）をもって工事を将来に向かって中止し、またはこの契約を解除することができる。
4 前各項の場合、請負者は注文者の損害の賠償を請求することができる。

(解除に伴なう措置)

- 第13条 前2条により、注文者または請負者がこの契約を解除したときは、出来形部分及び工事材料
・建築設備機器等の処理を含めて、注文者と請負者が協議した上で、注文者は請負者に
対して出来形部分の未払い分を支払い、過払いがあるときは、請負者は過払い額について
注文者に支払う。
- 2 前項の協議の際には、当事者に属する物件について、その期間を定めてその引取り、
後片付け等の処置方法を検討して実行する。
- 3 第1項の協議が調わない場合および前項の処置が遅れている場合、一方が催促しても他方が
正当な理由なくその処置を行わないときは、自らその措置を実施し、その費用を求償するこ
とができる。

(遅延損害金)

- 第14条 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は遅滞日
数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に
年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。
- 2 注文者が請負代金の支払を完了しないときは、請負者は遅延日数の1日につき、支払遅滞額に
年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

(個人情報の取扱い)

- 第15条 注文者は、この契約が受注者の総合的な監督の下、注文者の個人情報（ただし、要配慮個人情報を除く）
の一部が請負者の指定する施工業者、資材メーカー等の第三者に、この契約の履行及び工事完了後の
アフターメンテナンス等において必要な範囲内に限り利用されることを承諾するものとする。

(反社会的勢力からの排除)

- 第16条 注文者と請負者は、相手方に次の各号の一にあたるときは、何らかの催告をなくして書面をもってこの
契約を解除することができる。
- 一 役員等（当事者が個人である場合にはその者を、当事者が法人である場合にはその役員
またはその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。
以下この項において同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する
暴力団員（以下この項において「暴力団員」という）であると認められるとき。
- 二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力
団をいう。（以下この項において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると
認められるとき。
- 三 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
2 この場合、解除した者は、相手方に対して損害の賠償を請求することができ、解除された者は損害の賠償
の賠償を請求することができない。
または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(紛争の解決)

- 第17条 この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または
裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

(補則)

- 第18条 注文者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と受注者
の協議の上決定する。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合（注）で、クリーリングオフを行おうとする場合には、この説明書・工事請負契約約款をお読み下さい。

（注）「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

I 契約解除（クーリングオフ）を行おうとする場合

①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合（注）で、クリーリングオフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様（注文者）は文書をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の書面を発したときに生じるものとします。ただし、次のような場合等にはクリーリングオフの権利行使はできません。

ア) お客様（注文者）がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

イ) 壁紙などの消耗品を使用（最小包装単位）または、3,000円未満の現金取引

②上記クリーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクリーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クリーリングオフ妨害の解消のため書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでに書面によりクリーリングオフすることができます。

II 上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合

①請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

②契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

③契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその金額を無利息にて返還いたします。

④役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

⑤すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様（注文者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。

※通常必要とされる量を著しく超える商品などの契約を結んだ場合は、契約後一年間は契約の解除が可能になる場合があります。

※クリーリングオフにおける書面、文書は特定商取引法の解釈上、電子メール等ではなく、紙媒体の書面等に拠るものでなければならないとされています。